

防府市夜間タクシー運行支援事業補助金交付要綱

令和6年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、夜間・深夜帯におけるタクシーの運行体制を確保するため、夜間・深夜帯にタクシーの運行体制を整える山口県タクシー協会防府支部（以下、「タクシー協会」という。）に対して、防府市夜間タクシー運行支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 補助金の対象は、タクシー協会が午前0時から午前6時までの連絡受付及びタクシー運行に係る事業（以下、「補助事業」という。）とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の算定については、次に掲げる金額とする。

(1) 運行日ごとの補助対象運行経費については、別表に定めるもの

(2) 配車の受付に必要な通信環境の整備等において市長が認める経費

2 前項において算定する補助金については、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

3 第1項第2号の規定により算定した補助金において、100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

4 自然災害等のタクシー協会の責めに帰さない理由により、当日の補助事業を一部休止した場合においても、第1項第1号の規定により算定した補助金については交付対象とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするタクシー協会は防府市夜間タクシー運行支援事業補助金交付申請書（第1-1号様式又は第1-2号様式）に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 第1-1号様式

ア 運行報告書兼補助金算出表

イ 運行日報

ウ その他市長が必要と認めた書類

(2) 第1-2号様式

ア 整備内容及びそれに係る費用を確認できる請求書等の写し

イ 通信費等維持に係る費用を確認できる請求書等の写し

ウ その他市長が必要と認めた書類

3 第1項の交付申請書の提出期限は次のとおりとする。

(1) 第1-1号様式 運行月の翌月15日まで

(2) 第1-2号様式 最終運行日から60日以内

(補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、
適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その額を確定し、防府
市夜間タクシー運行支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書（第2号様
式）により、タクシー協会に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第6条 前条の規定により通知を受けたタクシー協会が補助金の交付を受けよ
うとするときは、防府市夜間タクシー運行支援事業補助金交付請求書（第3
号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により適法な請求を受けたときは、30日以内に補助
金をタクシー協会に支払うものとする。

(補助金の経理等)

第7条 補助金の交付を受けたタクシー協会は、補助金に係る経費について、
他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支を明らかにしておくとも
に、当該帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の
属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(報告及び検査)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定若しくは交付
を受けたタクシー協会に対し補助事業に関する報告を求め、又は帳簿その他
の関係書類を検査し、必要な指示を行うことができる。

(補助金の交付の取消等)

第9条 市長は、タクシー協会が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(処分の制限)

第10条 タクシー協会は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

補助対象運行経費

運行台数 ※1	補助対象運行経費
1台	1日の運行に係る補助基準額を30,000円とし、当該運行日に運賃収入がある場合は、補助基準額からそれを控除したもの。
2台	<p>1日の運行に係る補助基準額を45,000円とし、当該運行日に運賃収入がある場合は、下記の計算にて算出された額（以下、「差引運賃額」という。）を補助基準額から控除したもの。</p> <p>【差引運賃額】※2</p> <p>1台目の車両の運賃収入＋（2台目の車両の運賃収入×0.75）</p>

※1 運行台数は2台以内とし、2台目を運行する日については市長とタクシー協会の間で協議の上定める。

※2 2台の運行車両のうち、運賃収入が多い方の車両を1台目、少ない方の車両を2台目とする。

第1-1号様式(第4条関係)

年 月 日

(宛先) 防府市長

山口県タクシー協会防府支部
代表

(署名または記名・押印。)

防府市夜間タクシー運行支援事業補助金交付申請書

防府市夜間タクシー運行支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

- 1 補助金の交付申請額 金 円
(年 月運行分)
- 2 添付書類
 - (1) 運行報告書兼補助金算出表
 - (2) 運行日報
 - (3) その他市長が必要と認めた書類

(宛先) 防府市長

山口県タクシー協会防府支部
代表

(署名または記名・押印。)

防府市夜間タクシー運行支援事業補助金交付申請書

防府市夜間タクシー運行支援事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 整備経費

整備内容・費用	
整備日	
整備額【A】	
補助対象経費【B】 (【A】の税抜額)	
補助金交付申請額【C】 (【B】の100円未満切捨額)	

2 維持経費 (年 月分)

回線使用料・転送サービス使用料等【D】	
補助対象経費【E】 (【D】の税抜額)	
補助金交付申請額【F】 (【E】の100円未満切捨額)	

補助金交付申請額 合計 (【C】 + 【F】)	
-------------------------	--

添付書類

- (1) 整備内容及びそれに係る費用を確認できる請求書等の写し
- (2) 通信費等維持に係る費用を確認できる請求書等の写し
- (3) その他市長が必要と認めた書類

第2号様式（第5条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市夜間タクシー運行支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市夜間タクシー運行支援事業補助金について、防府市夜間タクシー運行支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定したので通知します。

記

補助金の確定額 金 円
(分)

年 月 日

（宛先）防府市長

山口県タクシー協会防府支部
住所（代表者）
氏名（代表者）

防府市夜間タクシー運行支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け指令 第 号で交付の決定及び額の確定を受けた防府市夜間タクシー運行支援事業補助金について、防府市夜間タクシー運行支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の請求額 金 円
(分)

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫	支店 支所
預金種別	普通預金 ・ 当座預金	
口座番号		
口座名義人 (かかけで記入)		